

審 査 基 準

平成21年3月10日作成

法 令 名：道路交通法
根 拠 条 項：第107条の7第3項
処 分 の 概 要：国外運転免許証の交付
原権者（委任先）：宮城県公安委員会
法 令 の 定 め： ・ 道路交通法第107条の7第1項及び第2項（国外運転免許証の交付） ・ 道路交通法施行規則第37条の8（国外運転免許証の交付）、第37条の9（国外運転免許証交付申請書）、第37条の10（国外運転免許証で運転することができる自動車等の指定）
審 査 基 準： （判断基準が「法令の定め」に尽くされている処分であることから、審査基準を定めることを要しない。）
標 準 処 理 期 間：即日
申 請 先：県運転免許センター、石巻・古川・仙南運転免許センター
問 合 せ 先：警察本部運転免許課（電話022-373-3601）
備 考：